

第4回 宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会 議事要旨

日 時：令和3年2月24日（水） 18：30～20：30

開催方法：Web 会議

出席者：【委員】8名（欠席者2名）

【オブザーバー】4名

山口家庭裁判所宇部支部、宇部公証役場
市障害福祉課、市高齢者総合支援課

1 報告

パブリックコメント実施結果について

事務局説明：

【実施概要】

パブリックコメント実施期間：令和3年1月18日（月曜日）から
令和3年2月7日（日曜日）まで

意見提出者：6人2団体

意見件数：53件

【主な内容】

- ・計画全般について（18件）：「制度自体が難しい」というご意見が多かった。制度内容の周知が徹底していないと思われるご意見もあった。
- ・第2章成年後見制度利用に関する宇部市の現状と課題（10件）：
主に表記の仕方についてのご意見が多かった。
- ・第3章第2節（2）利用者がメリットを実感できる制度の運用（10件）：
取り組みに対してのご意見が多かった。

2 議事

宇部市成年後見制度利用促進基本計画（最終案）について

【パブリックコメントを受けての修正点（最終案）】

- ・日常生活自立支援事業についての説明と成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いについて、最終案（P4）に記載。
- ・最終案（P9）宇部市成年後見制度利用促進基本計画協議会の設置日を追記。
- ・最終案（P10）中核機関のイメージ図を追記。
- ・最終案（P10）第5節宇部市成年後見センターの機能についての説明を修正
- ・進捗状況については、市のホームページ等で報告する。
- ・最終案（P14）単身高齢者世帯数と高齢者夫婦世帯数の推移を追記。
- ・最終案（P17）消費者被害の状況を追加
- ・最終案（P21）①市民意識調査、最終案（P23）②施設・事業所相談員意識調査の調査方法を修正、調査内容に調査項目数を追記。
- ・最終案（P25）「他自治体」→「近隣自治体」に修正。
- ・最終案（P37）「（1）超高齢社会の備えとしての意味」に変更。内容もWHOの定義に沿って修正。
- ・最終案（P41）「（3）地域ネットワークの構築」の目標の記載内容を修正。

会長：パブリックコメントを踏まえて修正した部分について、確認していきたい。最終案（P4）日常生活自立支援事業の記載内容については、宇部市社会福祉協議会にも確認が必

要。

委員：成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較を掲載して問題ないか。この2つは一般の方からみるとよく似ていると思うが、法律家からすると全く異なる制度。

会長：日常生活自立支援事業は契約能力が必要。契約能力がある中で本人が社会福祉協議会と契約を結び利用するサービス。成年後見制度と平面的に比較するのではなく、連続性があるという考え方でよろしいか。

委員：最初の入り口が異なる成年後見制度と日常生活自立支援事業を合わせて書くこと自体が危険ではないか。この計画は成年後見制度利用促進の基本計画なので、成年後見制度以外の制度などは記載しない方がわかりやすい。

副会長：この計画を読んで身近に感じてもらう点と、第2章の中に日常生活自立支援事業の項があるが、関連性がわかりにくかった点から、比較の表は入れたほうがよい。協議会委員の意見で全てを決めてしまうのではなく、パブリックコメントの意見、市民の視点は大事。

会長：わかりやすさという観点からすると、正確性を多少、犠牲にした方がわかりやすい。この比較の表は残して「判断能力の程度によって決まります。」等、補足説明をいれてはどうか。

委員：利用の入り口のところで峻別すべき制度である前置きがあるとよい。

事務局：第3回協議会で見ていただいた素案にはなかった「はじめに 成年後見制度って何？」を追加した理由は、「第1章 宇部市成年後見制度利用促進基本計画について」から始まると難しいというイメージがついてしまう。まず、手に取っていただく、制度について知っていただくことから始めたほうがよい、という意見があり、パブリックコメント直前にイラスト等を多用したものを追記した。

会長：成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較の表については、誤解を生まないよう適切な説明を追記、修正するということがよろしいか。

委員：日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行していくことは重要だということを強調したい。「はじめに 成年後見制度って何？」の追記はとてもいい。成年後見制度は「意思決定支援」がポイント。「成年後見制度とは皆さんがやりたいことを支援する制度」といった言葉を入れてはどうか。

副会長：わかりやすくして良い。「その人の権利を守っていくもの」という一言があってもよい。簡潔な方がよいのでは。

会長：吹き出しの部分を「認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分な人の日常生活をご本人の気持ちを尊重しながら、法律的に支援する」ではどうか。

委員：この吹き出しの記載は、「判断能力」「法律的に支援」といってもピンとこない。

会長：「日常生活をご本人のニーズに合わせてサポートする」という記載はどうか。

副会長：「判断能力が不十分な方が安心して日常生活を営めるよう法律的に支援する仕組み」というような記載の仕方はどうか。

委員：「どう安心できるのか」がわかったほうが良い。一般の方にもわかりやすく、「精神上

の障害により判断能力が不十分になっても『その人らしく』これまでのその人の考え方に基づいて、支援者が考えて法律的に支援をする仕組みです」と。

事務局：例えば、「認知症、知的障害精神障害などで、判断能力が不十分な方が、本人らしく、本人の価値観に基づいて生活を営めるように、法律的に支援する仕組みです」という記載はどうか。

委員：その記載であれば任意後見制度が入っていない。

会長：最終案（P 2）に任意後見制度の記載もあるので、吹き出しの中は代表的な成年後見制度についての記載で良いと思うが。

委員：成年後見制度の基本理念である自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの三つをわかりやすくしたものを追記すると一般の方が安心できるのではないか。最終案（P 4）の表に、「法務省の家庭裁判所」、「厚生労働省の社会福祉協議会」を追記するとわかりやすくなるのでは。

会長：「判断能力が不十分になっても安心して生活できる制度」という記載にすると任意後見も含むかと思う。三つの理念は「自分らしく」「本人の価値観で」という部分に含まれると思う。

副会長：個々の事情や生活背景を全て記載するとわかりにくく、内容も膨大になる。吹き出しに関しても簡潔にわかりやすく、長文にならないように。最終案（P 4）の比較の表についても、できる限りわかりやすい記載がよい。

会長：最終案（P 4）の下の方に「正確な内容については専門家にご相談ください」と注釈をいれてはどうか。

事務局：「詳細は専門家にご相談ください」という表現でどうか。

会長：次に中核機関の位置づけについて。

副会長：中核機関としてマネジメント機能を持ち、司令塔として全体を俯瞰し、うまくいってないところには手助けをするという機能もどこかが担う必要がある。

会長：マネジメント機能は協議会がやるべき。協議会でマネジメントされたその意見や方針に則って中核機関が司令塔として執行していく。

副会長：協議会自体がセンターの下支えをするものの一つとして、委員が様々な意見を出しながらセンターを運営していくような形になるという認識。

会長：協議会の方が上にくるのではないか。地域連携ネットワークの枠組みの中でセンターが活動し、協議会はセンターの活動をモニタリングする。地域連携ネットワークの名称もどうするのかという問題もある。

委員：最終案（P 10）の図はとてもわかりやすい。地域包括支援センターが相談窓口として活動していくにあたり、中核機関との連携のサポートとして協議会があると認識していたので、「協働」という言葉が一番しっくりくる。

委員：「協働」という言葉が良い。輪になっているというイメージが良い。

会長：国は、「地域連携ネットワークにおける中核機関」という考え。「マネジメントする」

という表現に意見があったが、第1章第5節「計画における中核機関の位置づけ」については、記載はこれでよいか。

(異議なし)

会長：「1年ごとに成果等報告書が欲しい」というご意見について。市のホームページ等で報告となっているが、報告するのは市か。

事務局：市が報告する。

会長：最終案(P10)「第6節 本計画の推進体制」に進捗状況の報告について追記してはどうか。

事務局：追記する。

会長：最終案(P17)「(5) 消費者被害の状況について」。全相談件数に占める60歳代以上の相談件数等、高齢者からの相談件数を示せないか。不安を感じた方の相談が宇部市消費生活センターに何件ぐらいあるのか等、示して欲しい。

事務局：確認して、見せ方を工夫したい。

オブザーバー：宇部市に限らず、全国規模で統計を確認しては。全国でそれなりの相談件数があることを示せば、無理に宇部市のデータを記載しなくてもいいのでは。

事務局：全国的なデータを確認したい。

会長：宇部市成年後見センターには消費者被害に関する相談はあるか。

事務局：センターでは消費者被害に関する相談はあまりない。庁内に消費生活センターがあるので、そちらをご案内している。

会長：最終案(P41)地域ネットワークの機能を持つ協議会の名称をどうするか。成年後見制度「等」利用促進協議会がいいのでは。パブリックコメントを受けての修正点は以上。全体を通して意見や感想をいただきたい。

委員：最終案を読んで、簡潔にわかりやすく、最後まで読める計画を作っていただいた。この計画を読んで、相談がたくさんくることが望まれる。

副会長：表紙について。SDGsの方がよいのか。

事務局：SDGsの中に「すべての人に健康と福祉を」や「平和と公正をすべての人に」等成年後見制度や権利擁護に関連するキーワードも入っているので、市としてもこういったところを取り組んで、進めていこうという趣旨。

会長：冊子になるのか。

事務局：製本はしない。市のホームページに掲載する。

会長：SDGsは裏表紙に掲載し、表紙には高齢者が幸せそうなイラストを掲載しては。

事務局：イラストに関しては検討させていただきたい。

委員：最終案(P5)「宇部市成年後見センターご相談ください」について、「弁護士と社会福祉士が相談を受けてます」という記載があるが、将来的には司法書士も含まれると

いうことでよいか。

事務局：この表現は、成年後見センターのパンフレットを利用している。今後は、最終案（P 10）のイメージ図のとおり、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会等、専門職にご協力いただきたい。

会長：最終案（P 34）「第2章第1節1項（1）宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会での検討」の「提言書の内容」について、最終案（P 57）「用語集」の「受任者調整（マッチング）」と記載を統一してはどうか。

事務局：ご指摘の部分は「宇部市における中核機関の設置に関する提言書」（令和元年10月）から引用しており、記載内容の変更はできない。また、用語集にこの用語を入れた方が良いというご意見があれば、解説もセットでご提案をいただきたい。

会長：オブザーバーからご意見を伺いたい。

オブザーバー：しっかり作っており、大変参考になる。

会長：公証役場もぜひ、地域連携ネットワークの一員として連携をお願いしたい。

副会長：用語集について。成年後見制度の利用の促進に関する法律が策定された経緯、宇部市成年後見センターの設置場所等の説明も入れてはどうか。

委員：用語集について、読み手に合わせた表現をすると正確には書けないところがある。

会長：「用語集は大まかなイメージを掴むために使用してください。」等追記する。

委員：最終案（P 58）代理権の解説は項目と内容が合っていない。

事務局：専門家の委員に修正をお願いしたい。1週間程度で確認していただきたい。

会長：用語集の確認は委員をお願いしたい。今、議論した部分を修正することを条件に、協議会ではこの計画を承認するというところでよろしいか。

（異議なし）

会長：次に3その他について

事務局：協議会の中で、予算額を記載すべきとのご意見があった。今後の協議会では、予算と決算の公表時に、ご報告をさせていただきたい。

会長：今後、経年で予算額や決算額を明示できたらよいと思う。パブリックコメントの中にも親族申し立ての際の費用負担の記載がある。申し立てのする時のハードルは、親族が関わりたくないと思うことと、費用負担。

事務局：今後、この計画を実施していく過程で様々な課題がでてくると思う。その都度、制度の新設を検討する等、解決に向けて考えていきたい。

副会長：かなり整理された計画になっている。今後は、実績の報告が大事。

事務局：本日、承認いただいた最終案については所要の修正を加え、市長の決裁を受けた後、市民に公表する。委員の皆さまには引き続きご協力をお願いしたい。